主 文

本件特別抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

労働組合法一四条は「労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は書面に作成し両当事者が署名することによつてその効力を生ずる」と規定している。そしてここに署名とは、自ら自己の氏名を書くことをいうものと認むべきであるから、記名押印を以てこれに代えることはできない。論旨は同条署名の意義を、自署に限ると解することは憲法二八条の団体交渉権を不当に制限するものであると主張する。しかし、労働協約が両当事者の署名のある書面を作成することによつて効力を生ずるとしたことは、労働協約の確実性を保持せんがためであって、団体交渉権そのものを制限することにはならない。従って、右説明と同一趣旨を説示した原決定は正当であり、その余の論旨はいずれも独自の見解にすぎないから採用できない。

よつて民訴九五条及び八九条により、裁判官全員の一致で主文のとおり決定する。 昭和二六年四月二日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	長名	3 川	太一	郎
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	井	上		登
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	眞	野		毅
裁判官	小	谷	勝	重

裁判官	島			保
裁判官	产	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	河	村	又	介